

タイにおける 食品の模倣品等対策

IP FORWARD法律特許事務所
弁護士・弁理士
鷹野 亨

- 1. 模倣品被害の状況**
- 2. 知財権の登録**
- 3. 知財権に基づく対策**
- 4. 知財権以外の対策**

- 1. 模倣品被害の状況**
2. 知財権の登録
3. 知財権に基づく対策
4. 知財権以外の対策

タイでは、日本の農林水産物・食品における模倣品や産地を誤認させるような商品、非正規流通品が確認されている。

- ◆牛肉と青果を中心に、産地を正しく表記していないと思われる疑義産品が複数確認された。
- ◆単に日本産と表記するのみではなく「地名+牛」など、日本の具体的な産地名と紐づけた産品の販売が多い。
- ◆大手スーパーなどでは、日本産の正規品が多く販売されている一方、青果においては、日本品種を使用したとするメロンや、韓国産・中国産のシャインマスカットなどが確認された。

売上減少

消費者が真正品と誤認し模倣品を購入することで、真正品の売上が減少。以前は、模倣品の品質は劣悪で価格も非常に安く、消費者も誤認する可能性は低かったが、近年は品質が向上し、誤認リスクが高まっている。

ブランド価値の毀損

真正品と誤認して購入した消費者が、品質の悪さに不満を感じたり、模倣品が原因で事故が発生したり、さらに報道等をされること通じて、真正品のブランド価値が毀損される。模倣品は「負の広告」。

消費者の生命・身体への危害

劣悪な品質の模倣品が原因で事故が発生し（自動車部品、電気製品、食品、衛生用品等）、これが真正品と誤認されてしまい、真正品メーカーがクレームを受けたり、提訴されるリスクがある。

自社ビジネスを守るために模倣対策が重要！！

模倣品対策といっても・・・。



タイでの模倣品対策を始めたいのですが・・・
一体どこから手を付ければよいのでしょうか？

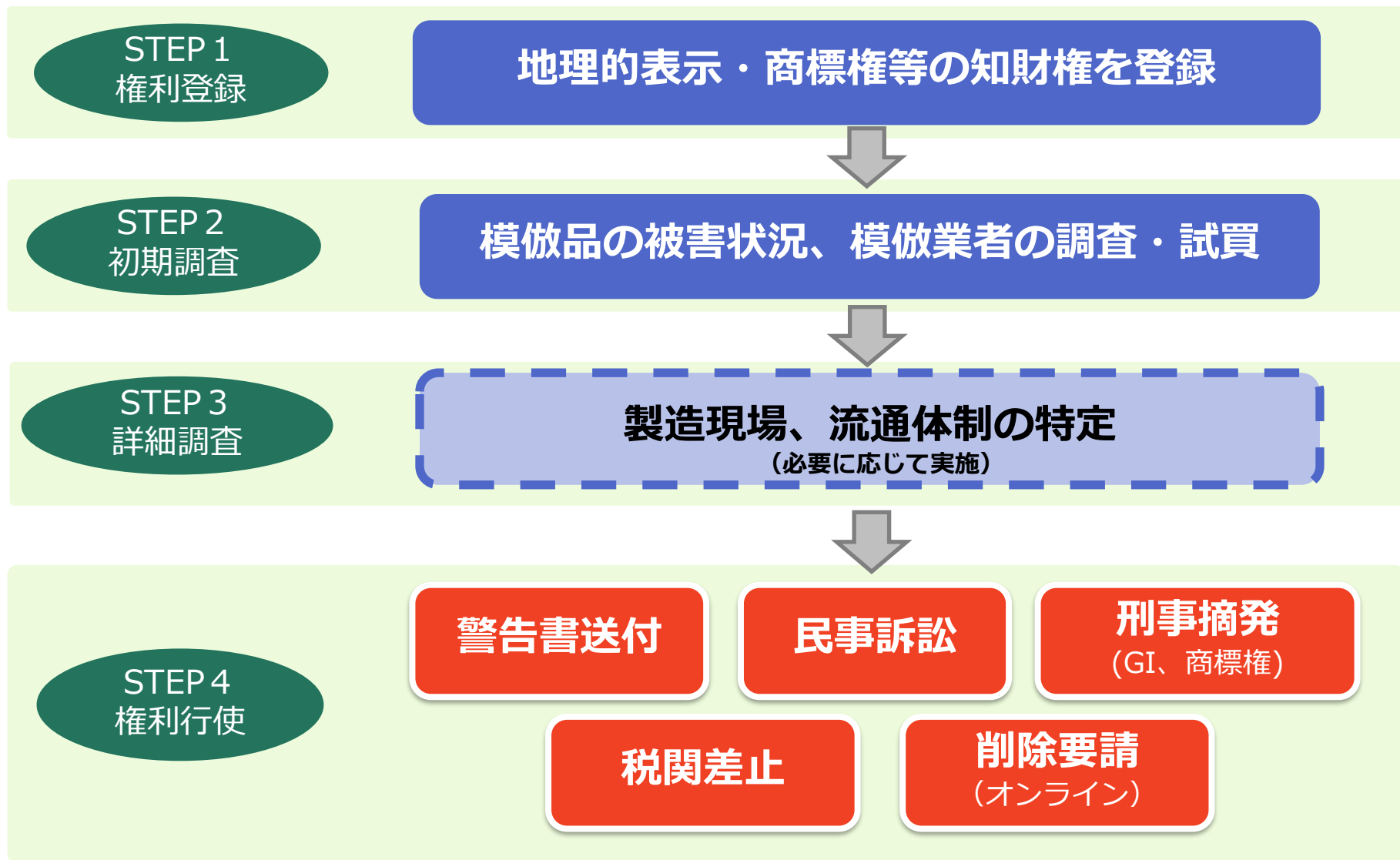
Answer



権利の出願については広く行って、
エンフォースメントは国を絞って対策がポイントです。
市場規模や自社商品のシェア、重要度から対象国を選定
することが考えられます。
まずは調査等をして、被害規模を把握して対策の戦略を
立てましょう。

タイにおける模倣対策の基本対応フロー

IP FORWARD



1. 模倣品被害の状況
- 2. 知財権の登録**
3. 知財権に基づく対策
4. 知財権以外の対策

早期の権利登録が重要

- ◆登録をしないと、摘発、訴訟等、何も手が打てなくなる。
- ◆権利は国ごとに登録する必要あり。
(日本で登録していても各国で登録しないと意味がない。)
- ◆無関係な第三者に権利を取られると、製品が販売できなくなる。

地理的表示（GI）とは

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度。

IP FORWARD

<GIマーク>



(例) タイで登録されている日本の地理的表示

東根さくらんぼ



鹿児島黒牛



(出典) 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

日本とタイでは、GIの相互保護に向けた協力を進めており、その一環として各国のGI保護制度に自国の産品を申請して登録を行う協力事業に取り組んでいる。

日本⇒タイ：東根さくらんぼ（山形県）、市田柿（長野県）
鹿児島黒牛（鹿児島県）、但馬牛・神戸ビーフ（兵庫県）
夕張メロン（北海道）

タイ⇒日本：ドイトン・コーヒー、ドイチャン・コーヒー

商務省知的財産局（DIP）に対して、外国の地理的表示の登録申請を直接行うことも可能。

※実務上、外国の団体等がタイで地理的表示登録を申請する場合、母国において登録された出願人と完全同一の名の下に出願されなければならない。

商標とは

事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）。

（例）タイで登録されている日本の商標

神戸ビーフ



但馬牛



（出典）神戸肉流通推進協議会公式サイト <https://www.kobe-niku.jp/contents/about/trademark.html>

指定商品・役務とは

IP FORWARD

指定商品

当該商標を使用する商品を指定

指定役務

当該商標を使用する役務を指定

商品	第1類	工業用の化学品など

	第29類	動物性・農産物性食品
	第30類	コーヒー、調味料、菓子
	第31類	穀物、魚、果実、種
	第32類	飲料、ビール
	第33類	酒類
	第34類	たばこ、喫煙用具
役務	第35類	広告、事務の経営、事務の管理、事務サービス 食品の卸売、小売

個別出願

各国別に出願する

マドプロ出願

その国の特許庁（日本の場合は特許庁）を通じて
複数の国の商標登録出願を一括で行う

マドプロ出願のメリットは、一つの言語（日本の場合は英語）で一括して処理・管理でき、各国代理人を経由しないので、経費削減になる。

デメリットは、基礎となる商標が拒絶されたり無効になったりした場合、国際登録された商標も取り消されるといふ不安定さ（セントラルアタック）、マドプロ非加盟国（台湾、香港、ミャンマーなど）では使えない等がある。また、指定国が少ない場合は、手間や費用面のメリットもあまりない。

**出願する対象国、数、商標の登録可能性等を考慮して、
個別出願とするかマドプロ出願とするかを決めるべき！**

商標の冒認登録事案

IP FORWARD

多くの地名の商標が冒認登録されている。(中国の例)

波照間	阿寒湖	九谷焼	小笠原	佐渡	浜名湖
波照間	阿寒湖	九谷焼	小笠原	佐渡	浜名湖
指定商品： 釣り具等	指定商品： 樹木等	指定商品： ハーブティー等	指定商品： ナマコ等	指定商品： 洗剤等	指定役務： レストラン等
伊勢	瀬戸内	屋久島	軽井沢	湯布院	高千穂
伊勢	瀬戸内	屋久島	軽井沢	湯布院	高千穂
指定役務： 広告宣伝等	指定商品： ジュース等	指定商品： 和食レストラン等	指定役務： ホテルの予約等	指定商品： 入浴剤等	指定商品： シャンプー等
苫小牧	十勝	洞爺湖	金刀比羅	尾道	小田原
苫小牧	十勝	洞爺湖	金刀比羅	尾道	小田原
指定役務： 教育訓練等	指定商品： 肥料等	指定商品： 肉、魚等	指定商品： 寿司等	指定役務： レストラン等	指定商品： シャンプー等

早いタイミングで冒認商標を見つけ出すことが重要である。冒認商標がないか定期的にウォッチングしたり、冒認出願人調査をすることが推奨される。

商標 ウォッチング

- ・ 出願商標を定期的に監視し、権利者の登録商標と同一又は類似の商標を調査

冒認出願人調査

- ・ オンライン・オフラインでの調査を通じて、相手方企業の実態、冒認商標の使用状況を把握し、異議申立など、商標買取の可能性を確認

異議申立、 取消請求、買取

- ・ 異議申立、取消請求、不使用取消で冒認商標を無効化できそうであれば、これらの措置を実施
- ・ 上記の措置で無効化できない場合や、早急に商標権を取得したい場合、商標買取も検討

1. 模倣品被害の状況
2. 知財権の登録
- 3. 知財権に基づく対策**
4. 知財権以外の対策



まずは調査が必要というのは分かりますが、
具体的に何をすればよいのですか？

Answer



代理店やオンラインでの検索情報から
模倣品に関する情報をキャッチした場合には、
そこからさらに簡易調査、試買調査等を行って、
実際に対応するか否かを定めることが考えられます。

模倣品の調査

IP FORWARD

模倣品被害の実態を調査するため、まずは調査を行う。
オンラインとオフラインの調査を組み合わせることで、
模倣品の証拠を掴み、販売業者等を特定する。
必要に応じて、試買（テスト購入）して実物を確保したり
写真を撮影したりして証拠を確保する。

Point



**調査には危険を伴う場合がありますし、
法的に有効な証拠を確保する必要がありますので、
法律事務所や調査会社等に相談しましょう。**

複数の調査方法を組み合わせて、模倣品情報の獲得を目指す。

調査名	詳細
試買調査	疑義産品を実際に購入して、模倣品か否かを調査する。
簡易調査	疑いのある侵害者について、実在の住所か、企業情報があるか等を初歩的に調査する。 例えば、卸売市場や商品を取り扱うスーパー、精肉店などで実際に商品があるかを調査する。 ※試買調査を含むこともある。
詳細調査	簡易調査のみでは、摘発現場や在庫保管場所が分からない場合に、摘発現場となる対象者の工場や製造現場、流通体制などの情報を得ることを目的として調査を行う。 公安等の捜査機関と連携して、調査を行う場合もある。
オンライン調査	東南アジアの大手ECサイトにおいて、キーワード等から模倣品があるかを調査する。

知的財産権に基づく権利行使

救済手段	地理的表示	商標
警告書送付	任意の解決のためコストはかからず友好的解決を目指せるが、相手方が拒否した場合、民事や刑事を検討する必要がある。	
民事訴訟	差止/損害賠償請求可能である。判断基準は統一されていない可能性があり、裁判結果の予見可能性が低い。	差止/損害賠償請求可能である。時間とコストがかかる傾向にある。
刑事摘発	侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。地理的表示に基づく刑事措置が取られることは少ない。	侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。
税関差止め	(制度なし)	税関における差止めの対象となる。
インターネット上の削除要請	プラットフォーム上は地理的表示に基づく削除要請の規定がないため、プラットフォーム側への個別の交渉を要する。	原則として、プラットフォームの権利保護プログラム経由で商標権に基づく削除要請が可能。



模倣対策、結局何をすればいいのですか？
モグラ叩きでは？

Answer



調査によって被害実態を把握することが大切になってきます。

侵害阻止をすることが第一の目的である場合、軽微な侵害であるなど費用対効果を考えると、削除要請や警告書送付が有効です。

一方、大規模な模倣品の流通があり、製造輸入拠点を突き止めたい場合は、摘発を検討すべきです。

<予算：900～2,500USD/1通>

◆任意による解決

- 警告書送付により任意の解決を求める。
→警告書 + 誓約書 + 委任状
- 現地事務所から**現地語で行う**ことが多い。
- 東南アジアでは、悪意のない侵害者も多く、
侵害行為の阻止には有効な場面が多い。
一方で、損害賠償が請求できるケースは少ない。
- 罪証隠滅、逃亡の恐れがあるので、摘発を想定している場合は、事前に警告書を送るか否か注意必要。

<予算：3,000USD～ / 1件>

◆ 刑事摘発

地理的表示の不正使用に対しては、地理的表示法第39条及び第40条により、20万バーツ未満の罰金が科される。

商標権侵害については、主に商標法第108条～第110条に規定があるが、模倣した他人の商標等を付した製品を、タイに輸入し、頒布し、頒布するために所持した場合は、2年以下の拘禁及び／又は20万バーツ以下の罰金が科せられる。

- ・ **重大事件、組織的事件**など刑事事件として扱うのに合理的といえる事件のみを受理。
- ・ 捜査の能力や権限は高い。

<予算：要相談>

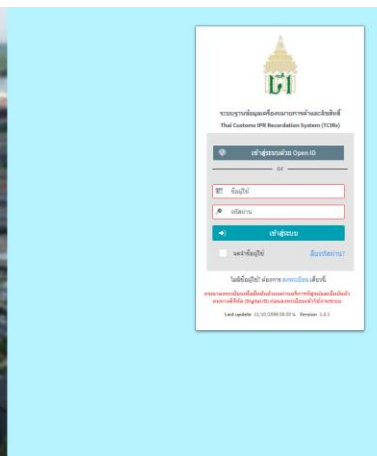
◆民事裁判

- ・ **損害賠償請求 + 差止請求**（暫定的措置）
- ・ 長期化傾向、実績が少ない等の理由で利用は限定的であったが、近年、外資系企業が特許訴訟を行うような事例も増加してきている。
- ・ 摘発が難しい案件（相手も商標登録している、権利関係が複雑、特許権・意匠権など）では活用も検討し得る。

商標権の場合、権利者が、侵害対象となり得る商標権及び著作権を事前に税関に登録することにより、模倣品の差止めを促す方法がある。

2022年8月4日に、商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入及び通過に関する税関通達が発行され、これまで税関登録はDIPに対して行われていたが、税関に直接連絡することに。

<タイ税関 登録フォーム>



出典：<https://thaiipr.customs.go.th/ipr-app/#/login>

東南アジアEC市場規模

IP FORWARD

東南アジアでのEC市場は活況。
2025年には2倍程度にまで成長するとの予想がされている。

SEA-WIDE POSITIVE GROWTH

With all SEA markets exhibiting double-digit growth, SEA's 2025 GMV is propelled upwards.



The region is now poised to surpass previous estimates and reach \$360B GMV by 2025.¹⁶



出典 : Google & Tamasek

中国からの模倣品が拡散

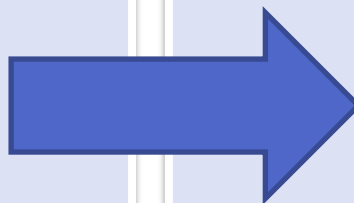
IP FORWARD

大手サイトを通じて、模倣品の流通が広がる。

中国サイト



taobao.com

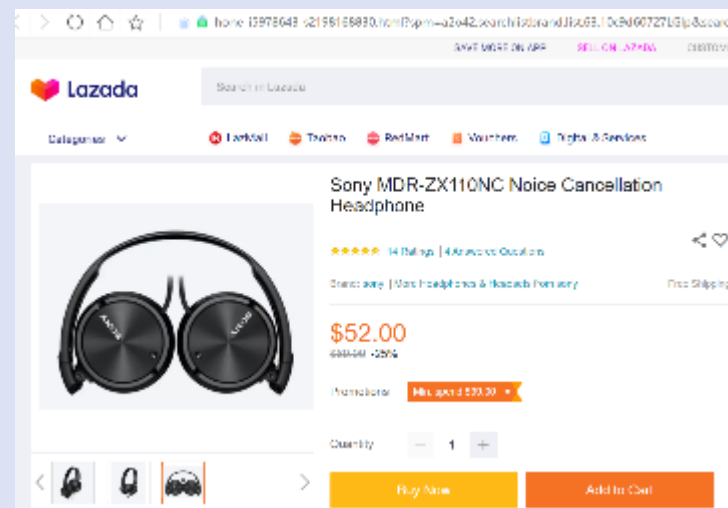


東南アジアサイト



Lazada

lazada.sg



出典：taobao.com、lazada.sg

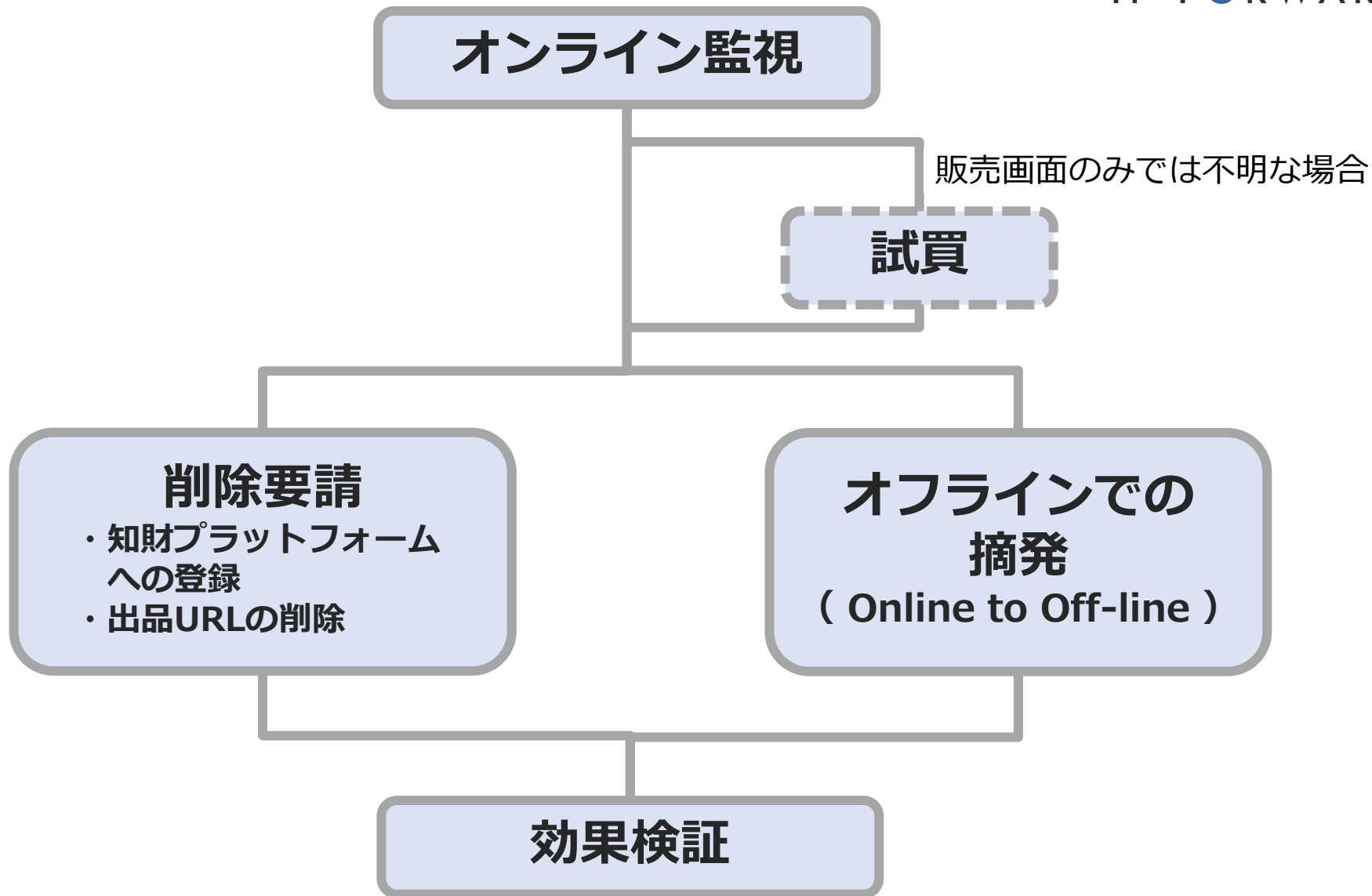
**インターネットサービスプロバイダーに対して
知的財産権侵害を申告し、侵害の削除を要請すること**

Notice and Takedown

権利侵害を主張する者からの通知により、プロバイダーが、権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うことにより、当該削除に係る責任を負わないこととするもの。

インターネット上の侵害対策フロー

IP FORWARD





オンライン上の模倣品って、
どうやって調べたらよいのでしょうか？

Answer



- ① **まずは有名サイトで、自社商品の検索をしましょう。**
→現地語は、無料翻訳である程度対応できますよ。
- ② **検索エンジンから、独立サイトを発見できることも。**
→ECモールでの販売と自社ウェブページでの販売を同時に運用するケースが多いです。
- ③ **ドメイン名等からWHOIS検索等を使って、登録情報等を検索することも考えられます。**

東南アジアでは、プラットフォーム側で知財権削除要請対応が未整備の場合も多く、その整備状況にあわせて対応していく必要がある。

1. 削除要請専用プラットフォームがある場合

→日本、中国同様の手順で申告する。

2. 削除要請専用プラットフォームがない場合

→個別に問い合わせる。

(例) 委任状や試買結果を添付してメールベースで連絡する。

3. 独立サイト対策

大手ECサイトから独立サイトに誘導するパターンも見られる。

→運営者に対する警告、ドメイン削除対応の検討など

削除要請に当たっては、以下の点に注意しながら進めるべきである。

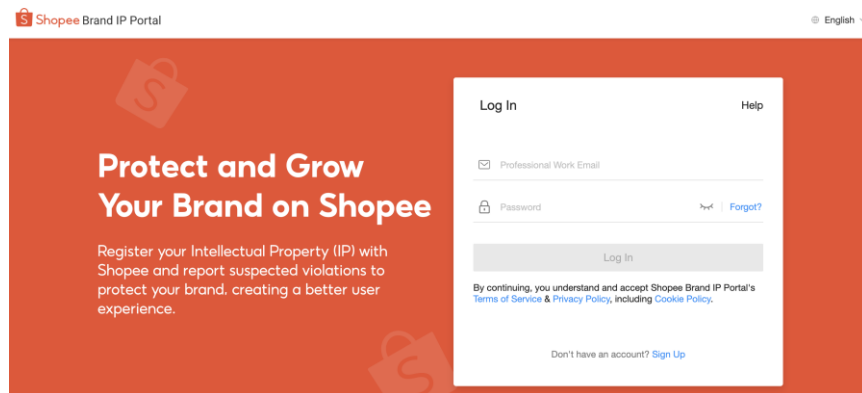
- ◆ 削除要請する際の言語
- ◆ 削除要請する際の名義
- ◆ 削除状況の確認
- ◆ 削除要請後の記録
- ◆ 損害賠償などの対抗措置を講じられるリスク

権利保護プログラムの例

IP FORWARD

- ◆プラットフォームの指示に従い、必要書類（例：現在事項全部証明書、委任状、権利登録書等）を提出して、削除根拠を入力すると、1～7日程度で削除できることが多い。
- ◆申告理由は、商標と公式画像転載（著作権侵害）が多い。

<Shopee Brand IP Portal>



出典：<https://brandipp.shopee.com/>

<LAZADA : Alibaba International IPP Platform>



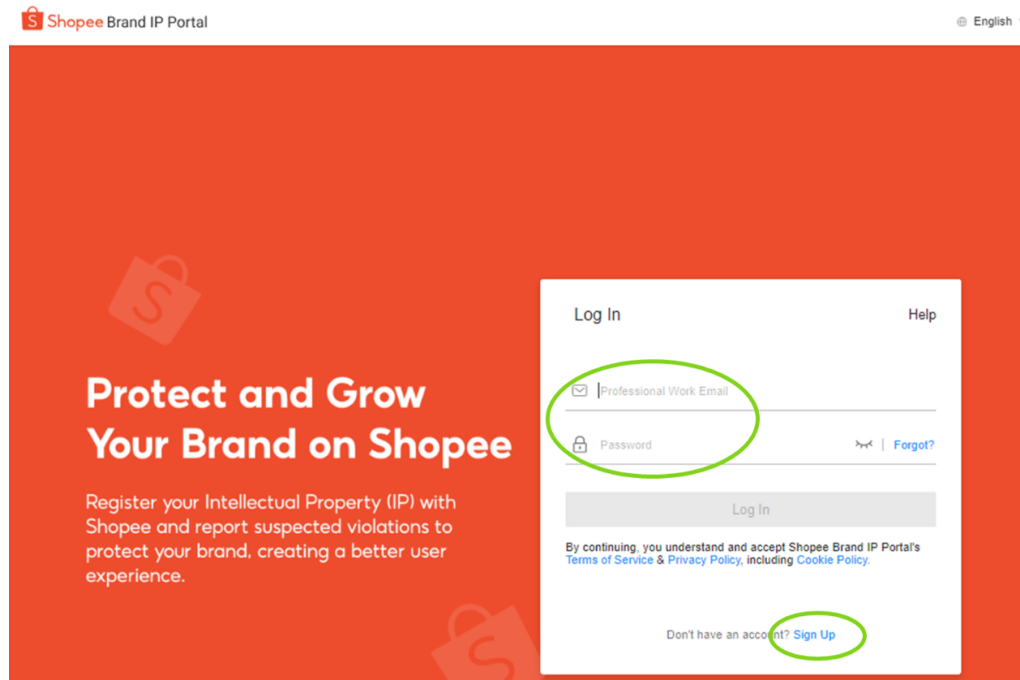
出典：<https://ipp.aidcgroup.net/index.htm#/ippHome/>

削除要請の手順 (Shopee) ①

IP FORWARD

Shopeeを例に、専用の権利保護プログラムによる削除要請の方法を紹介する。

【Step1】 アカウント登録する



Shopee Brand IP Portal

English

Protect and Grow
Your Brand on Shopee

Register your Intellectual Property (IP) with Shopee and report suspected violations to protect your brand, creating a better user experience.

Log In Help

Professional Work Email

Password

Log In

By continuing, you understand and accept Shopee Brand IP Portal's [Terms of Service & Privacy Policy, including Cookie Policy.](#)

Don't have an account? [Sign Up](#)

出典 : <https://brandipp.shopee.com/>

削除要請の手順 (Shopee) ②

IP FORWARD

【Step2】 アカウントのユーザー情報を登録する

Shopee Brand IP Portal 🔔 🌐 English

Get Started with Shopee's Brand IP Portal

Join our Brand IP Portal

User Type Brand Owner/Rights Holder Authorized Agent/Law Firm
ユーザータイプ ※ ブランド所有者/権利者 授権代理人/法律事務所

* Company Name or Shopee Mall Shope N... 45/100
企業名又はShopee店舗名
Enter the exact name of your registered company or Shopee Mall shop.
Please do NOT enter the Brand(s) that you are representing.

* Name of Representative 10/50
代理人名称

* Phone Number
電話番号

have read and agree with [Terms & Conditions](#)

一時保存 申請提出

出典 : <https://brandipp.shopee.com/>

削除要請の手順 (Shopee) ③

IP FORWARD

【Step3】 知的財産権を登録する

Shopee Brand IP Portal

English

My Home Page

Brand IP Management

Brand IP Registration

Brand IP Management

Case Management

Submit a Violation

Case Management

Welcome to Brand IP Portal!

Shopee strives to provide a safe and reliable experience for both brands & shoppers. Get started today!

Register Brand IP
Submit proof of IP right(s)

Submit a Violation
Submit proof of infringement to file a complaint

Manage Cases
Track status of submitted cases

Frequently Asked Questions

- + Can authorized third-party IP enforcement agencies enroll IP rights on behalf of brands? If I'm an authorized agent, what documents are required for registering the brand's IP?
- + How do I add additional portal users to report for my brand?
- + In relation to submissions for copyright, what should I put into the IP registration number textbox if we don't have certificate number/ID?
- + How will my Case Violations be processed?
- + If I encounter an issue or a potential bug in the Brand IP Portal, what should I do?

[View More FAQs >](#)

What is Shopee's Brand IP Portal?

Shopee Brand IP Portal is a one-stop portal for brands and trademark holders to register IP rights and report IP infringement.

- Register and manage IP
- Report and track IP
- Manage cases and IP
- Report and track IP

Brand IP Portal User Guide

- What is Shopee's Brand IP Portal?
- How do I access the Brand IP Portal?
- How do I register my Brand IP?
- How do I manage my Brand IP registration submissions?
- How do I report an IP Infringement?
- How do I manage my IP Infringement cases?

出典 : <https://brandipp.shopee.com/>

削除要請の手順 (Shopee) ④

【Step4】 削除要請を提出する

Shopee Brand IP Portal

Submit a Violation

地域 * Region

ブランド * Brand

知的財産権のタイプ * Type of IP

知的財産権の登録番号 * IP Registration No.

連絡先のメールアドレス Contact Person's Email

権利侵害リンクのリスト * Listing Infringements

Upload

200件以下の侵害リンクが記載されたエクセル(.xlsx)ファイルをアップロードする。テンプレートをダウンロードする。

Please upload an Excel (.xlsx) template file with no more than 200 listing infringement. Download Template

A	B	C	D	E	F
1	Listing Infringement Link				
2	https://shopee.sg/product/124923119/6817927944				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

* Grounds of Complaint
申立の理由 ※1

Additional Proof of Infringement
追加侵害証明資料 ※2

Acceptable file formats include JPG, JPEG, PNG, GIF, or PDF. Each file must not exceed 5M. Up to 10 files. For copyright infringement, please provide the official links which include original copyrighted images.

For cases involving Taiwan, please provide a valid identification document to prove your identity due to Taiwan's IPR Take-down Policy and Taiwan's Fair-Trade Act. If it is a company, please provide the business registration certificate. If it is an individual, please provide a personal ID or passport. Please ensure that the name on the identification document matches the name of the rights owner, the reporter's should match the name of the brand owner or agent on the POA for authorised agent.

一時保存 提出

Save Submit

出典 : <https://brandipp.shopee.com/>

【Step5】 申立結果の確認

受理

申立人が知的財産権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、Shopeeは当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、Shopeeから申立てに関する追加情報を求められることがある。

削除

Shopeeは削除要請申立内容を審査し、侵害行為があると判断した場合、Shopeeのポリシーに基づき、まず、対象リンクをブロックする。被申立人は5営業日以内に、ブロックされた商品リンクを取り下げる必要がある。さもないと、当該リンクは削除され、Shopeeのポリシーないし運営国の法律による罰則を受けることになる。

異議

被申立人が非侵害と主張する場合、メールで help@support.shopee.sg 宛てに異議通知を送ることができる。Shopeeは異議通知を審査し、対象リンクを回復するか否かを決定する。

オンライン

- ・店舗から侵害者を特定する
- ・試買等で証拠収集を行う

オフライン

- ・実店舗や倉庫などの在庫調査
- ・行政摘発の検討

中国製造元

- ・輸入経路が判明すれば、製造者まで辿り着ける可能性も

1. 模倣品被害の状況
2. 知財権の登録
3. 知財権に基づく対策
- 4. 知財権以外の対策**

消費者保護法や食品法において表示に関する規制に基づき、産地偽装などに対抗できる場合がある。

◆消費者保護法に基づく規制

商品の原産地、状態、品質、特性について誤解を生じさせる目的で、虚偽の記載をした者には、懲役刑、罰金刑などの刑事罰が科される。

◆食品法に基づく規制

食品について、不適當な品質、効能を偽り、名称で誤解させるような広告は禁止される。違反して広告を行った者には罰金刑が科され、対象商品の製造や広告が停止される。

以下の通報窓口を通して通報を行うことが考えられるが、タイ語での通報が必要。

◆警察庁消費者保護部（タイ語）

通報対象：消費財全般に関する表示又は広告違反

<https://www.cppd.go.th/ติดต่อ/>

◆保健省苦情処理・対応センター（タイ語）

通報対象：健康関連製品等に関する表示又は広告違反

<http://fdacomplaint.fda.moph.go.th/User/UserCreate>

IP FORWARDグループ概要

IP FORWARD

IP FORWARD

中国・ASEAN等における知財権登録から権利行使まで
ワンストップで対応可能な弁護士・弁理士事務所、
調査系コンサルティング会社で構成されるグループ

グループ総代表：分部 悠介
設立年：2011年
従業員数：84名（2024年時点）

- IP FORWARD株式会社
- IP FORWARD法律特許事務所
- IP FORWARD China（上海擁智商務諮詢有限公司）
- IPF中国専利代理事務所
- IP FORWARD ホーチミンオフィス
- IP FORWARD HOLDINGS LIMITED
(関連法人)
 - JC FORWARD（上海漫至文化伝播有限公司）
 - Animation Forward LIMITED
 - 株式会社ぬるぬる
 - 株式会社JPNFT



本社（黄）：東京、上海、ホーチミン
拠点（青）：北京、広州、瀋陽、鄭州、成都、常熟、義烏、温州、香港
提携先（黒）：バンコク、クアラルンプール、ジャカルタ等多数



鷹野 亨（たかの とおる）

<略歴>

- 2009年 東京大学法学部卒業
- 2011年 慶應義塾大学法科大学院修了、司法試験合格（新65期）
- 2012年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2013年 エンデバー法律事務所入所
- 2015年 経済産業省製造産業局模倣品対策室
- 2018年 長島・大野・常松法律事務所ホーチミン・オフィス勤務
- 2019年 ホーチミン市法科大学院非常勤講師（日本法）
- 2021年 IP FORWARDに加入
- 2022年 IP FORWARDホーチミンオフィス代表就任

<主要業務分野>

知的財産全般、アジア法務、エンターテインメント法務、IT法務、国際企業取引、
企業合併・買収（M&A）、労働、紛争解決、一般企業法務など

<執筆>

商事法務ポータル（アジア法務情報）

「世界のニセモノと戦う模倣品対策室の仕事」（月刊発明 2019年5月号）

「インターネット取引における模倣品対策」（月刊パテント 2016年9月号（第69巻第11号））

「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」（文化庁発行、検討委員会委員として参画）

「ベトナムにおける模倣品対策」（日本関税協会「貿易と関税」 2022年7月号）

「東南アジアでの営業秘密保護対策」（営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム）



IP FORWARD

ご清聴
ありがとう
ございました



モバイルからIP FORWARD
ホームページをご覧できます

〈ニュースレター配信のご案内〉
皆様の業務に役立つ知財情報等を
毎月メールにて配信しております。
ご希望の方は、ご連絡ください。